

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学研究・産学連携推進機構産学連携・知的財産部門規程第3条第2項の規定に基づき、群馬大学研究・産学連携推進機構産学連携・知的財産部門産学連携・知的財産活用センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 センターは、民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との協力研究を推進し、地域社会における研究開発に資するとともに、群馬大学（以下「本学」という。）の知的財産の創出、取得、管理及び活用を行い、本学の研究成果を地域社会に広く還元することを目的とする。

(業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 民間機関等との共同研究及び受託研究に関すること。
- (2) 知的財産の創出、取得、管理及び技術移転に関すること。
- (3) 知的財産情報の発信に関すること。
- (4) 大学発ベンチャー企業の創出及び支援に関すること。
- (5) 首都圏北部地域における知的財産の技術移転支援に関すること。
- (6) 地域社会における学術研究の交流に関すること。
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な事項

(職 員)

第4条 センターに、センター長を置く。

(センター長)

第5条 センター長は、学長が指名する本学の教職員をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(事 務)

第6条 センターに関する事務は、関係部課等の協力を得て、研究推進部産学連携推進課において処理する。

(雑 則)

第7条 この内規に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、研究・産学連携推進機構産学連携・知的財産部門会議の議を経て、研究・産学連携推進機構長が定める。

(内規の改廃)

第8条 この内規の改廃は、学長が行う。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この内規施行後、最初に指名されるセンター長の任期は、第 5 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までとする。